

◆ 備讃瀬戸航路啓開計画等検討業務 ◆

発注者	国土交通省 四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所
工期	2016年6月17日～2017年3月30日
管理技術者	池田忠継
担当技術者	片山昌大郎・北浦胤亮・西田美弥香

業務の概要

本業務では備讃瀬戸航路において、大規模災害発生時の緊急物資輸送活動をはじめとした各種活動を実施する上で、緊急確保航路としての機能回復を早期に図るための航路啓開計画を検討した。航路啓開計画の検討にあたっては、実海域訓練の実施や関連する諸計画を勘案した。また、航路啓開計画（案）の作成において行ったヒアリングや関係者会議を通じて得た内容を高松港及び坂出港の港湾機能継続計画（港湾BCP）への反映の検討をおこなった。

技術的な特徴

【1. 備讃瀬戸航路啓開計画検討の特徴】

南海トラフを震源とする地震などの際には、瀬戸内海を東西に結ぶ備讃瀬戸航路の機能確保・早期復旧は、四国をはじめ西日本の海上輸送機能を維持する上で極めて重要である。このため、緊急確保航路として航路啓開を計画する上では実効性の高さが求められる。特に、揚収作業の体制確立や揚収物の仮置場所の確保は、発災後、早急な実施が必要となる。本業務では、関係者協力のもと高松港内で実施された実海域訓練を通じて、業務艇に搭載されたナローマルチビーム探査や魚群探知機の有効性を確認するとともに、揚収目標物の明示方法や揚収作業の手順を確認し、事前準備も含めた課題を抽出、整理した。また、揚収物の仮置候補地については、島嶼部も含めた現地踏査を行った上で、別途、推計された揚収量を仮置しうる適地を、アクセス性や背後地への環境面での影響を考慮して抽出した。



図：瀬戸内海における緊急確保航路



写真：沈降物探査作業の様子

【2. 高松港及び坂出港のBCPへの反映の検討】

高松港では、平成23年の東日本大震災を受けて同年9月に「高松港の機能継続のための指針（対応指針・活動指針）」が策定された。その後、「国土強靱化基本計画」の閣議決定、「香川県国土強靱化地域計画」の策定・公表、さらには香川県地域防災計画の見直しなどを踏まえて、南海トラフを震源とする最大クラスの地震・津波を想定地震とした場合の高松港における対応や活動についての港湾BCPの見直しや、坂出港でも、関係企業・団体・行政からなる連絡協議会を設立し坂出港BCPを策定することとなった。このような背景のもと、高松港及び坂出港の港湾機能継続計画（港湾BCP）への反映の検討にあたっては、備讃瀬戸航路啓開計画策定のために行ったヒアリングや関係者会議等において示された意見や検討結果等の活用を図ることとした。